

河川敷地占用許可準則に基づく都市・地域再生等利用区域の指定等について

国土交通省関東地方整備局長

河川敷地占用許可準則第22第1項及び第2項の規定に基づき、都市及び地域の再生等のために利用する施設が占有することができる河川敷地の区域（以下「都市・地域再生等利用区域」という。）を指定するとともに、都市及び地域の再生等のために利用する施設に関する占有の方針（以下「都市・地域再生等占有方針」という。）及び当該施設の占有主体（以下「都市・地域再生等占有主体」という。）を定める。

第1 都市・地域再生等利用区域

1. 指定範囲

一級河川利根川水系利根川右岸（香取市佐原地域）で、別図「都市・地域再生等利用区域図（全体図）」に示す区域

2. 香取市佐原地域の位置付け

香取市佐原地域においては、佐原地域の都市再生に寄与する新たな水辺の広域交流拠点の形成を目指して、国・県・市の三者が連携して行う複合的な整備事業として、「佐原広域交流拠点整備事業」が実施されており、防災・水辺利用・文化交流・交通の拠点機能を有する広域交流拠点である「佐原広域交流拠点（通称「水の郷さわら」）」の運営がなされている。

令和7年度以降の事業の実施に当たっては、飲食施設や親水施設の整備等、水辺空間を利活用した魅力的な施策を民間活力によって実施する取組を推進していく方針である。

3. 指定年月日

令和7年3月10日

第2 都市・地域再生等占有方針

1. 都市・地域再生等利用区域において占有許可を受けることができる施設

- 1) 広場
- 2) イベント施設
- 3) 遊歩道
- 4) 船着場
- 5) 船舶係留施設
- 6) 上記施設と一体をなす飲食店、売店、オープンカフェ、広告板、照明・音響施設、バーベキュー場、案内所及び船舶修理場

7) 日よけ

8) その他都市及び地域の再生等のために利用する施設（ドッグラン、RVパーク、船舶保管ヤード、レンタルボート及びレンタサイクル）

2. 許可方針

1) 占用する区域及びその周辺の河川環境との調和や景観に配慮したものであること。

2) 河川管理者が必要として付した許可条件を遵守すること。

3) 占用の許可を受けることができる施設及びその周辺においては、良好な水辺空間を確保するため清潔の保全に努めること。また、占用の許可期間中に周辺住民及び河川利用者等から占用の許可に関する苦情があった場合には、都市・地域再生等占用主体が解決に努めること。

4) 降雨、水位、風、地震等の情報を常に把握し、危険の恐れがある場合は施設の使用を中止すること。また、占用施設の利用者の避難が円滑に行われるための措置を講ずること。

5) 施設使用者に占用の許可を受けた施設の使用をさせる場合には、使用契約を締結し、当該施設使用者を適切に指導監督すること。

6) 施設使用者に占用の許可を受けた施設の使用をさせることにより施設利用料を得る場合には、その収入は当該占用許可を受けている河川敷地における施設の維持管理及び良好な水辺空間の保全、創出を図るための費用に充てること。

7) 施設利用料の徴収及び活用状況を、河川管理者に、年1回以上で河川管理者が定める回数報告すること。

第3 都市・地域再生等占用主体 香取市